



JIGA 環境ニュース 04/07

2007年3月20日
日本産業ガス協会
技術・保安部会 環境保全WG

石綿（アスベスト）に関する法規制について

昨年、石綿について規制が強化されました。高圧ガス業界に関連する主な項目をまとめましたので、お知らせします。

1. 労働安全衛生法施行令の改正（平成18年9月1日施行）

「石綿及び石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他のもの」の製造、輸入、譲渡、提供又は使用を禁止する。（令第16条関係）

このことにより、アセチレン容器は非アスベスト製品に変更になり、また現在使用している石綿を含有した固形マスのアセチレン容器の所有者はその容器の売却は出来なくなり、CRC西日本などで処理しなければならなくなりました。ただし、平成18年9月1日において現に使用されているものについては、同日以後引き続き使用されている間は使用可能です。（なお、JIGA溶解アセチレン分科会では、既存の製造後38年経過容器を順次廃棄するガイドラインを設け、㈱CRC西日本で処理する態勢を整えました。さらに、非アスベスト容器への一層の切換えを進めるために、1968年（昭和43年）以前に製作された容器には今後ガス充てんを行わないこととする自主基準を定めています。）

また、化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用される石綿を含有するガスケット等の「適用除外製品等」については、当分の間、製造等の禁止の規定は適用されませんが、早期の非アスベスト製品への代替を求められています。

化学工業に関する「適用除外製品」は次の通り。

製品名		用途・条件	
1	ジョイントシート ガスケット	温度 ・ 耐 薬 品	国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので100°C以上の温度の流体を取り扱う部分に使用されるもの
		サイズ	国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので径1500 mm以上の大きさのもの

		圧力	国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので3MPa以上の圧力の流体を取り扱う部分に使用されるもの
2	うず巻き形ガスケット	温度	国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので400°C以上の温度の流体を取り扱う部分に使用されるもの
		耐薬品	国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので300°C以上の温度の腐食性の高い流体 (pH 2以下又はpH 1.5以上のもの)、溶融金属ナトリウム、黄りん、又は赤りん)、浸透性の高い流体(塩素ガス、塩化水素ガス、フッ素ガス、フッ化水素ガス、又はヨウ素ガス)、酸化性の流体(硝酸、亜硝酸、濃硫酸、クロム酸又はそれぞれの塩)を取り扱う部分に使用されるもの
3	グランドパッキン	温度	国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので400°C以上の温度の流体を取り扱う部分に使用されるもの
		耐薬品	国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので300°C以上の温度の酸化性の流体(硝酸、亜硝酸、濃硫酸、クロム酸又はそれぞれの塩)を取り扱う部分に使用されるもの

2. 廃棄物処理法施行令の改正（平成18年10月1日施行）

① 特別管理産業廃棄物である「廃石綿等」(飛散性アスベスト廃棄物)の対象範囲が拡大され、発生源について、「建築物」を「建築物その他の工作物」とし、石綿が飛散するおそれのある「断熱材及び耐火被覆材」が追加されました。

このことにより、工場等で機器の断熱材として使用されている飛散するおそれのある石綿については、除去の際、労働安全衛生法および大気汚染防止法による手続きが必要になります。

② 石綿含有廃棄物※1 (非飛散性アスベスト廃棄物) の情報の伝達として、マニフェストおよび処理委託契約書に石綿含有産業廃棄物が含まれる旨を記載することとなりました。

このことにより、石綿ジョイントシートなどを廃棄する時は、上記書類作成時に注意が必要になります。

※1 石綿含有廃棄物とは工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの(廃石綿等を除く)。

有限責任中間法人 日本産業ガス協会

JIGA (JAPAN INDUSTRIAL GASES ASSOCIATION)

〒108-0014 東京都港区芝5丁目30番9号 藤ビル6階

TEL: 03-5427-6020 FAX: 03-5427-0020

INTERNET: <http://www.jiga.gr.jp>